

「舗装工事」の企業実績で技術管理課押印済の総合評価用資料を添付資料とする場合

#N/A
#N/A

(注) 工事名等の入力は必須です!!!

#N/A

企業の同種工事の施工実績

会社(企業体)名:

対象工事	対象期間・対象機関	平成22年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡しが完了した島根県発注工事
	工事種別	アスファルト舗装工事・特殊舗装工事(旧舗装工事)、維持修繕工事
	建設工事の種類	舗装工事
	同種工事の定義	(例) 1,000㎡以上のアスファルト舗装の新設(歩道舗装、付帯舗装、オーバーレイ、打換え舗装を除く)を含む完成及び引き渡しが完了した工事

工事内容		施工実績①	施工実績②
工事名称等	工事名	〇〇線(△△工区)県単舗装整備工事	〇〇線(△△工区)防災安全交付金(改築)舗装工事 下記のように記載願います
	コリンズ登録番号	1234567890	別資料のみを提出
	発注機関名	〇〇県土整備事務所	〇〇県土整備事務所
	工事種別	維持修繕工事	アスファルト舗装工事・特殊舗装工事(旧舗装工事)
	建設工事の種類	舗装工事	舗装工事
	施工場所	〇〇市△△地内	〇〇市△△地内
	請負金額(最終・税込)	25,000,000 円	30,000,000 円
	契約上の工期	(始) 平成 28 年 5 月 10 日	平成 31 年 4 月 15 日
		(終) 平成 28 年 12 月 25 日	令和 元年 1 月 20 日
	受注形態		
	特別(特定)JVの場合、出資比率		
工事成績評定点		80 点	80 点
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模	A=5,000m ²	A=10,000m ²
	形式	新設舗装	新設舗装

(注1) ・コリンズ登録番号欄には、①コリンズ登録番号(10桁の数字)②別資料のみを提出③竣工時の登録義務なし④竣工登録の手続き中、のいずれかを記入すること。
・空欄とした場合は、評価の対象外とする。

(注2) コリンズ登録義務

・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成15年2月24日付け技発第369号)により、平成15年4月1日以降に契約する工事については、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事は【受注、訂正時】のみ登録するものとしている。
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成24年3月16日付け技第610号)により、平成24年4月1日以降に入札公告する工事については、工事請負代金額が500万円以上は全ての工事において、【受注、変更、完成、訂正時】にそれぞれコリンズ登録するものとしている。

(1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑨を組み合わせ提出すること。

- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
- ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)＋項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
- ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
- ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 竣工検査済証の写し。
- ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑧)も追加添付すること。)
- ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。

技術管理課の押印済資料は⑧に類するものとします。

- ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)

- ⑨ 施工実績として提出する工事の「工事種別」及び「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑨で確認できる内容

項目名		資料番号									備考
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○									①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	
	工事種別、建設工事の種類	○							○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○			○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○		JV工事のみ対象
工事成績評定点					○		○		○		成績評定対象外工事の場合、⑧が必須(島根県発注工事以外)
工事概要		○ or △	○ or △					○ or △	○		②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+④ ①+⑥
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。	①+②+③+④ ①+②+③+⑤+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	①+③+④+⑦ ①+③+⑤+⑥+⑦
パターン4		コリンズのみで工事概要が確認できない。発注者の証明書を追加添付。	①+⑧
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	②+③+④+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑨
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	②+③+④+⑦+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑦+⑨
パターン7		最終の見積参考資料等、必要な資料を追加添付。	⑧ ⑧+⑨

(2) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。

(3) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。

(4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。